

平成26年1月27日

監査委員会活動結果報告書
（「放送技術研究所の架空工事の発注」事案に関する報告書）

監査委員 上 田 良 一
監査委員 室 伏 きみ子
監査委員 渡 邊 恵理子

1. 事案の概要

協会の報告によると、平成25年3月に通報窓口寄せられた情報を端緒に調査した結果、放送技術研究所の主任研究員が、平成24年3月にスタジオスピーカーの音質調整と称した架空工事を発注し、約279万円を音響機器業者に不正に支払ったこと、および平成20年から平成23年にかけてこの業者から3回にわたって、デジタルカメラやパソコンなどあわせて百数十万円相当の物品を受け取っていたことが判明した。

協会は、これを受けて、平成25年10月16日に当該主任研究員を懲戒免職処分とし、報道発表するとともに、全容の解明を司直の手に委ねるとして刑事告訴した。また、平成25年11月から平成26年1月にかけて、会長からの特命に基づき、内部監査室が「放送技術研究所の調達プロセス」について特命監査を実施した。

2. 監査委員会の対応

（1）協会への申し入れ

平成25年10月22日に監査委員会は会長に対し、平成16年に番組制作費の着服が発覚して以降、協会としてコンプライアンスおよび公金意識の徹底に総力を挙げて取り組んできたにもかかわらず、再び金品の不正に関する問題が起きたことは極めて遺憾である旨を伝え、同時に、次の事項について報告することを申し入れた。

- 1) 放送技術研究所におけるコンプライアンス・公金意識の徹底に向けたこれまでの取り組みの検証
- 2) 上記の検証等を踏まえた協会としての再発防止策

(2) 監査委員会の取り組み

監査委員会は、以下のとおり所要の事実確認等を行った。

- ・総合リスク管理室からの報告

平成25年10月16日および10月24日に総合リスク管理室から本事案の内容および協会の対応について報告を受けた。

- ・統括理事へのヒアリング

平成25年11月から平成26年1月にかけて、財務・経理統括理事、コンプライアンス統括理事および技術統括理事からそれぞれ、調達の手続き、コンプライアンス・公金意識の徹底の取り組み状況と再発防止策についてヒアリングを実施した。

- ・経理局長へのヒアリング

平成26年1月20日に経理局長から調達の手続きと再発防止策についてヒアリングを実施した。

- ・内部監査室からの報告

平成26年1月20日に内部監査室から放送技術研究所の調達プロセスとその運用に関する会長特命監査結果について報告を受けた。

- ・会長からの総括報告

平成26年1月22日に会長から上記2.(1)記載の申し入れ事項について総括報告を受けた。

3. 判明事項

上記2.(2)記載の取り組みにより判明した事項は、以下のとおりである。

(1) 放送技術研究所におけるコンプライアンス・公金意識の徹底に向けたこれまでの取り組みの検証

協会は、平成16年の不祥事の発覚以降、金品に関する不正行為の根絶に向けて、中央審査センター（現：中央審査部）設置による経理審査機能の強化および適正経理への取り組みの充実など、様々な再発防止策を講じるとともに、内部統制の構築とコンプライアンス・公金意識の徹底に向けた研修を積み重ねてきた。また、放送技術研究所においては、協会としての取り組みに加え、全職員を対象とする「所長と語る会」の開催（年20回程度）、異動後の転入者コンプライアンス研修の実施、および、部長会メンバーが経理関係事項を確認する「コンプライアンス適正経理委員会」の開催（毎月）など、職員に向けたコンプライアンス意識の浸透と公金意識に対する徹底・注意喚起を図ってきた。

しかしながら、協会の報告によると、本事案においては、本来、購買依頼票等の起票および納品時の検査・検収手続きにおいて、別人が行うべき「① 担当」、「② 照査」、「③ 決定」について、いずれの手続きにおいても「① 担当」と「② 照査」を第三者によるチェックを受けることなくすべて当該主任研究員が一人で行い、さらに「③ 決定」を担当する管理職も工事内容の詳細や現物を確認せずに決定を行っていたという問題があったことが判明した。

また、その背景には、(ア) 本事案が最先端の技術研究に関係していたことから、放送技術研究所における調達・工事の正当性および金額の妥当性を担保するための体制・手続きに関し、当該主任研究員の判断が優先され、関係部局による牽制機能が働いていなかったこと、(イ) 研究者の少ない音声の分野(本事案についてはスーパーハイビジョンの22.2チャンネルの研究)においては、当該主任研究員の行動について複数の者による監視も出来ていなかったこと、および(ウ) 研究開発のための取引相手が限られ、また、人事異動が少なく特定の業者との付き合いが長くなるなどの環境のなかで、職員には高い自律心が求められているにもかかわらず、当該主任研究員にはその意識が十分でなかったことがあることも判明した。

これらの点に関し、財務・経理統括理事は、放送技術研究所の調達には、専門家しか知り得ない情報もあり、また、業者も特定されていることが多いなど特殊な事情があるとしている。さらに、技術統括理事は、放送技術研究所の調達は他の部署とは異なるリスクがあることを認識しており、職員にも注意を喚起してきたとしている。

なお、放送技術研究所では年度予算を各グループに研究テーマに応じて配付し、その内容や購入機材については厳密に管理していたが、ごく一部ではあるものの、年度末に残ることが予測される予算を返納せず、現場が研究のために支出し、組織としてはその内容や研究成果を把握していない事例が存在した。

(2) 協会としての再発防止策

平成25年11月26日にリスクマネジメントの最高責任者(CRO)である会長が統括するリスクマネジメント委員会を開催し、協会としての以下の再発防止策の検討が行われた。

- (ア) 放送技術研究所は、購買依頼票等の起票および納品時の検査・検収手続きにおいて、「担当」、「照査」、「決定」の各過程で必ず別人が行うよう

徹底するとともに、研究機器等の調達に関し、内容の妥当性のチェックを専門的な知見を有する外部の機関に委託することとした。また、部長会メンバーで構成する「調達審査会」を新設し、外部の機関がチェックした調達案件について発注前の事前審議を行うなど、再発防止に向けた実効性のあるチェックを開始した。さらに、予算の施行状況管理の徹底を図ることとした。

- (イ) 経理局は、現場部局を管理する部局経理に専門能力の高い人材を配置し牽制機能の強化を図ること、および在籍年数が長い担当者が発行した全国の調達案件について、毎月一定規模の実地検査を行うことなど、調達業務を主管する部局としての再発防止策に取り組むこととしている。
- (ウ) 人事局は、当該主任研究員が業者から物品を受領していたことに鑑み、「外部との交渉・交際等に関するガイドライン」を策定することとし、平成26年度の実施をめざしている。
- (エ) 総合リスク管理室と人事局は、「工事発注から検査・検収までのあり方」「適正な業務推進への取り組み」「人材育成・意識改革や職場環境への取り組み」などについて、全組織で必要な対応策を議論し共有することを指示し、全国各職場においてこれを実施に移している。

これらの各部局の再発防止策について、コンプライアンス統括理事は、発注と検収のプロセスは協会全体に共通するものであり、今回の事案を受けて総合リスク管理室と経理局が、起票と検収を一人で兼ねないように現場レベルでチェックするよう全部局に対して通達を出し、また、内部監査室とも連携し、モニタリングしていくとしている。

4. 内部監査室による会長特命監査の結果

内部監査室が放送技術研究所における過去5年度分について、購買依頼および検査・検収等の手続きに関する会長特命監査を行った結果、一部改善すべき課題はあるものの、本件以外に不正行為は認められなかった旨、内部監査室から報告を受けた。

5. 会長からの総括報告

会長からは以下の報告を受けた。

特命監査の結果、当該主任研究員による不正行為以外のものは発見されず、個人の不正行為だと認識している。しかしながら、本事案をみると、当該主任

研究員がそのような行為を行う環境にあったことは否めない。したがって、このような行為が再び行われないう、協会として再発防止策に取り組んでいく。

6. 監査委員会意見

判明事項に基づく監査委員会としての意見は、次のとおりである。

- (1) コンプライアンス・公金意識の徹底に向けたこれまでの取り組みの検証については、過去の不祥事を教訓に様々な再発防止策に取り組んできたにもかかわらず、一職員によるものであったとはいえ、再び金品に関する不正行為が行われたことを真摯に受け止めるべきである。
- (2) 再発防止策については、協会として既に開始または予定されている様々な施策が、今後、速やかに実効性のあるものとして機能していくことが必要である。なかでも牽制機能の強化は喫緊の課題であり、専門的な知見を有する人材の異動、育成の他、外部からの登用も視野に早期に体制を確立し、ガバナンス強化に取り組むべきである。
- (3) 協会は、公共放送人として有すべき高い倫理観を前提に、適正な利害関係者との接触に関するガイドラインを策定すべきである。

監査委員会は、上記各事項についての協会の今後の対応を注視していく。

以上